

A2 那須塩原市指定相当訪問型サービス（独自）

サービスコード 種類 項目	サービス名称略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 176単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 39単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2 1211	訪問型サービスⅡ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 2. 349単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2 2211	訪問型サービスⅡ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 2. 77単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2 1321	訪問型サービスⅢ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 3. 727単位	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2 2321	訪問型サービスⅢ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 3. 123単位	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2 2411	訪問型サービスⅣ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 2. 87単位	事業対象者・要支援1・要支援2 事業対象者・要支援1は月8回まで、要支援2は月12回まで	287	1回につき
A2 2511	訪問型サービスⅤ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 179単位	事業対象者・要支援1・要支援2	179	
A2 2621	訪問型サービスⅥ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 220単位	事業対象者・要支援1・要支援2	220	
<b>使用しない</b>					
A2 C211	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 12単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-12	1月につき
A2 C220	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 1単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	-1	1日につき
A2 C212	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 2. 23単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-23	1月につき
A2 C213	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 2. 1単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	-1	1日につき
A2 C214	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 3. 37単位	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-37	1月につき
A2 C215	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割	イ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 3. 1単位	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-1	1日につき
A2 C216	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅳ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 3. 3単位	事業対象者・要支援1・要支援2	-3	1回につき
A2 C217	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅴ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 2単位	事業対象者・要支援1・要支援2	-2	
A2 C218	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅵ	ロ 訪問型サービス費(指定相当サービス) 1. 2単位	事業対象者・要支援1・要支援2	-2	
<b>使用しない</b>					
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2 8000	訪問型サービス特別地加算	特別地加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2 8002	訪問型サービス特別地加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

※ 赤字 は変更、新設

※生活援助中心型は、サービスA事業を利用するため、従前相当では使用しません。

※ のセルは廃止